

回答自治体名： 安中市

担当課室： 浄水課

※担当課室が多岐にわたる場合は取りまとめ担当のみ明記していただければ結構です。

※いただいた回答について、自治体名と担当課室名を明記した上で、後日委員に配布するとともに、環境省ホームページに掲載する予定です。

※回答欄は分量に応じて拡大してご利用ください。

※該当しない項目については空欄のまま構いません。

① 指定廃棄物に関する御意見があればご記入をお願いします。

市民より指定廃棄物についての市としての考え方、早期処分に向けての取組姿勢の問合せや浄水場の一般開放時等には、指定廃棄物は国の責任において処分するとされており、現在指定廃棄物を保管している保管庫についてはあくまで、仮保管庫であるので、長期にわたる保管は想定していませんと説明している。

更には、既存浄水処理施設の老朽化に伴う施設の更新予定があり、仮保管庫が施設構築の支障となるため法で定める引取りを早期にお願いしたい。

また、指定廃棄物について、主にセシウム 134 の半減による放射能濃度の低下を待って、指定を見直すといった考えもあると聞きますが、一度指定を受けた指定廃棄物については、国の責任による早期の引取り、処分を重ねてお願いします。

② 対策地域内廃棄物に関する御意見があればご記入をお願いします。

.....

.....

.....

③ 特定一般廃棄物・特定産業廃棄物に関する御意見があればご記入をお願いします。

当市では、事故発生前は、浄水場より発生する廃棄物（天日乾燥汚泥）を浄水処理工程で発生する副次産物として、セメント原材料に利用してきましたが、事故発生以降は、それが行えず県外の管理型最終処分場に処分を委託している。

しかし、放射能濃度 8,000Bq/kg 未満の廃棄物であっても、放射能濃度が 2,000Bq/kg を超えるものについては処分の委託が難しく滞留が発生しているため、これらの処分の滞留を解消するための措置を講じていただきたい。

一方で、放射能濃度が低下し、副次産物として利用が可能となったものについては、速やかにセメント原材料としての利用を再開したい考えであるが、発生する天日乾燥汚泥が特定産業廃棄物に区分されることが副次産物として利用することへの障害となる懸念もある。

今後、特措法の見直しが生じた場合には放射性物質を含む廃棄物については滞留することなく処分することができ、かつ、放射能濃度の低下したものについては速やかに事故前に行っていた副次産物としての利用が再開できるような国としての対応をお願いしたい。

ご協力ありがとうございました。